第三十三条の六第一項第一号イ(1)中「中型自動車免許」の下に「、準中型自動車免許」を加え、同号イ(2)中「普通自動車第二種免許」を「準中型自動車免許又は普通自動車第二種免許」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　準中型自動車免許　普通自動車第二種免許

第三十三条の六第一項第一号ニ(1)中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、「、中型自動車免許」の下に「、準中型自動車免許」を加え、同号ニ(2)中「中型自動車免許」の下に「、準中型自動車免許」を加え、同号ホ(1)を次のように改める。

(1)　大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許　準中型自動車

第三十三条の六第一項第二号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

第三十四条第三項第一号中「第八十五条第十項」を「第八十五条第十一項」に改め、同項第二号中「中型自動車免許」の下に「、準中型自動車免許」を加え、同項第三号中「中型自動車免許」を、「大型自動車、中型自動車」の下に「、準中型自動車」を加え、同条第四項第一号中「第八十五条第十項」を「第八十五条第十一項」に改め、同項第二号及び第三号中「中型自動車免許」の下に「、準中型自動車免許」を加え、同条第五項中「者は、」の下に「準中型自動車免許又は」を加え、「当該普通自動車免許」を「当該準中型自動車免許又は普通自動車免許」に改める。

第三十四条の二第一号中「中型自動車免許」の下に「、準中型自動車免許」を加え、同号イ中「中型自動車仮運転免許」の下に「、準中型自動車仮運転免許」を加える。

第三十四条の五第五号を同条第六号とし、同条第四号中「当該普通自動車免許」を「当該準中型自動車免許又は普通自動車免許」に改め、同号イ中「により」の下に「準中型自動車免許又は」を加え、同号ロ中「普通自動車免許に」を「準中型自動車免許又は普通自動車免許に」に改め、「前に」及び「間に」の下に「準中型自動車免許若しくは」を加え、同号ハ及びニ中「普通自動車免許」を「準中型自動車免許又は普通自動車免許」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　準中型自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

イ　法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により準中型自動車免許を取り消された者

ロ　準中型自動車免許に係る基準該当初心運転者で、再試験の通知を受ける前に準中型自動車免許が失効し、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に準中型自動車免許が失効したため、再試験を受けなかつたもの

ハ　準中型自動車免許に係る再試験を受けた後準中型自動車免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

ニ　法第百条の二第五項の規定に違反して準中型自動車免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に準中型自動車免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

第三十四条の六中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　準中型自動車免許

第三十六条第一号中「第百条の二第一項」を「第七十一条の五第二項」に改める。

第三十七条の四第六号中「再試験が」の下に「準中型自動車免許又は」を加える。

第三十七条の六の二の次に次の二条を加える。

（認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為）

第三十七条の六の三　法第百一条の七第一項の政令で定める行為は、自動車等の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一　法第七条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為

二　法第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反する行為

三　法第十七条（通行区分）第一項から第四項まで又は第六項の規定に違反する行為

四　法第二十五条の二（横断等の禁止）の規定に違反する行為

五　法第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項又は第三項の規定に違反する行為

六　法第三十三条（踏切の通過）第一項又は第二項の規定に違反する行為

七　法第三十四条（左折又は右折）第一項、第二項、第四項又は第五項の規定に違反する行為

八　法第三十五条（指定通行区分）第一項の規定に違反する行為

九　法第三十五条の二（環状交差点における左折等）の規定に違反する行為

十　法第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十一　法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十二　法第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十三　法第三十八条（横断歩道等における歩行者等の優先）の規定に違反する行為

十四　法第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）の規定に違反する行為

十五　法第四十二条（徐行すべき場所）の規定に違反する行為

十六　法第四十三条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為

十七　法第五十三条（合図）第一項又は第二項の規定に違反する行為

十八　法第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

（臨時認知機能検査の受検期間等の特例）

第三十七条の六の四　法第百一条の七第三項及び第六項の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一　海外旅行をしていること。

二　災害を受けていること。

三　病気にかかり、又は負傷していること。

四　法令の規定により身体の自由を拘束されていること。

五　社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。

六　前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

第三十七条の七第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三十七条の八第三項中「次に掲げるとおり」を「第三十七条の六の四各号に掲げるもの」に改め、同項各号を削る。

第三十九条の二第一項中「受けるべき者」の下に「又は同項に規定する命令を受け診断書を提出することとされている者」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一　次号イからハまでのいずれかに該当することを理由として法第百四条の二の三第三項の規定により免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねてそれぞれ当該イからハまでに該当した場合は、免許を取り消すものとする。

第三十九条の二第二項第二号中「法第百二条第六項の規定による通知を受け、同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認める」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　法第百一条の七第二項の規定による通知を受け、同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認める場合

ロ　法第百一条の七第五項の規定による通知を受け、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認める場合

ハ　法第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、当該命令に違反したと認める場合又は同条第六項の規定による通知を受け、同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認める場合